

下水道事業受益者負担金について

受益者負担金とは

下水道は、道路や公園等の公共施設と違い、利益を受ける方が下水道の整備された区域の方に限られ、下水道建設費のすべてを税金でまかなうと利益を受けない方にも負担していただくことになり、公平を欠くことになるため、下水道の建設によって利益を受ける方に受益者負担金として費用の一部を負担していただくものです。

受益者負担金の額

受益者負担金は、敷地の面積に応じてかかります。

敷地の面積は、排水設備等計画確認申請書に記載された建物の敷地面積を申告いただき、市で確認し受益者負担金を決定します。

受益者のみなさんに負担していただく金額は、下表のとおりです。（令和３年３月現在）

敷地面積	金額
１，０００㎡未満(約３００坪)	１５０，０００円
１，０００㎡以上	３００，０００円

受益者負担金の納付方法

受益者負担金は、受益者申告書に基づく受益者(負担金支払者)及び敷地面積を確定した後、受益者の方に決定通知書および納付書を送付いたします。

納付方法は、納付書に記載している金融機関等で一括納付又は４期に分割して納めていただくことになります。

＜問い合わせ＞

橋本市上下水道部 下水道課 計画係

電話 ０７３６－３３－１１１１(代表)

０７３６－３３－３１６０(直通)

下水道使用料について

下水道使用料は、水道の使用水量に従い、下表のとおり請求させていただきます。

下水道使用料は、水道料金とあわせて請求させていただきます。

(令和3年3月現在) (税込)

用途 \ 料率	基本料金(1箇月につき)		超過料金 (10 m ³ を超える1 m ³ につき)
	水 量	料 金	
一般用(上水道料金)	0～5 m ³	1, 813円	—
	6～10 m ³	1, 980円	198円
一般用(下水道料金)	0～5 m ³	1, 527円	—
	6～10 m ³	1, 760円	176円

＜問い合わせ＞

橋本市上下水道部 下水道課 計画係

電話 0736-33-1111(代表)

0736-33-3160(直通)

橋本市上下水道部 水道経営課

電話 0736-33-2860(直通)